

入札制度の改正について

入札制度について、令和4年8月25日以降に入札公告を行う案件から、次のとおり改正します。

最低制限価格の算定式の変更

建設コンサルタント等業務委託における地質調査業務の算定式について、①の欄を直接人件費の額から直接調査費の額に変更します。

【変更後の算定方法】

次の表の業種区分ごとに、同表①から④までに掲げる額の合計額（万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額とします。

ただし、同表①から④までに掲げる額の合計額（万円未満切捨て）が、予定価格（税抜き）に同表⑤の割合を乗じて得た額を超える場合にあっては同表⑤の割合を乗じて得た額（万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額とし、予定価格（税抜き）に同表⑥を乗じて得た額に満たない場合にあっては同表⑥を乗じて得た額（万円未満切上げ）に消費税相当額を加えた額とします。

業種区分	①	②	③	④	⑤	⑥
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	10分の8.2	10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の8	10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8	10分の6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の8	10分の6

（①～④は、それぞれ円未満切捨て）

なお、業務の性質上、上記の算定方法により難しい場合は、契約ごとに同表⑥の割合から同表⑤の割合の範囲内の割合を予定価格（税抜き）に乘じて得た額に消費税相当額を加えた額とします。